

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【坂城町】

(令和5年8月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)	○		建設課 管理係	0268-82-3111	届出受領証を持つパートナー同士であることが必要です。
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み		○	教育文化課 子ども支援室	0268-82-3111	入所申込者を親権者たる保護者1名としているため
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)		○	総務課 税務係	0268-82-3111	同一の世帯に居住していることが必要です。
保育所・学童保育所への送迎		○	教育文化課 子ども支援室	0268-82-3111	親権者から申し出があり、保育園・児童館に届出が必要です。
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	総務課 税務係	0268-82-3111	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たすことが必要です。
要介護認定の代理申請		○	福祉健康課 保険係	0268-82-3111	同一の世帯に居住していることが必要です。
生活保護制度の申請		○	福祉健康課 福祉係	0268-82-3111	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たすことが必要です。
DV相談窓口の利用		○	企画政策課 人権・男女共生係	0268-82-6603	生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けた場合に利用できます。
職員の福利厚生等	○		総務課 総務係	0268-82-3111	町職員が対象です。